

## 1 第5次藤沢市子ども読書活動推進計画の策定経過

| 実施日                  | 会議名、内容等                                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2024年（令和6年）<br>7月23日 | 第1回 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会<br>・「藤沢市子ども読書活動推進計画」について<br>・改定スケジュール及び作業部会について<br>・実施事業評価について（各課報告）<br>・アンケート調査項目について      |
| 8月22日                | 第2回 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会<br>・計画の点検評価について<br>・アンケート調査項目について                                                           |
| 9月11日                | 第1回 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会<br>・委員長及び副委員長選出<br>・「藤沢市子ども読書活動推進計画」及び改定スケジュールについて<br>・実施事業評価及び点検評価について<br>・アンケート調査の実施について |
| 12月1日～12月27日         | 藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査実施                                                                                      |
| 2025年（令和7年）<br>1月22日 | 第3回 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会<br>・アンケート調査 中間報告<br>・子ども読書活動推進計画（案）について                                                     |
| 2月12日                | 第4回 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会<br>・アンケート調査 中間報告<br>・子ども読書活動推進計画（案）について<br>・今後のスケジュールについて                                   |
| 2月27日                | 第2回 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会<br>・アンケート調査について<br>・藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について                                                  |
| 5月29日                | 第5回 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会<br>・アンケート調査報告書（案）について<br>・実施事業評価報告書・体系表（案）について                                              |
| 6月26日                | 第3回 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会<br>・アンケート調査について<br>・藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について<br>・今後のスケジュールについて                                |

| 実施日                                            | 会議名、内容等                                                                                     |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8月7日                                           | 第4回 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会<br>・ 藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について<br>・ 重点項目について<br>・ 今後のスケジュールについて         |
| 9月8日～10月30日                                    | 藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査追加実施                                                             |
| 10月30日                                         | 第5回 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会<br>・ ふじさわ子ども読書プラン2030～第5次藤沢市子ども読書活動推進計画～（素案）について<br>・ 今後のスケジュールについて |
| 2025年（令和7年）<br>12月10日～<br>2026年（令和8年）<br>1月10日 | パブリックコメント（市民意見公募）の実施                                                                        |
| 1月15日                                          | 第6回 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会<br>・ パブリックコメントについて<br>・ ふじさわ子ども読書プラン2030～第5次藤沢市子ども読書活動推進計画～（案）について  |



## 2 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・委員名簿

### (1) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 藤沢市における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、「藤沢市子ども読書活動推進計画」(以下「計画」という)を策定(改定)し、子どもの読書活動に係わる施策の推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定(改定)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、8名以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 子どもの読書活動推進関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第8条 第2条の所掌事務の細部について検討するため、市職員等で組織する作業部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和43年規則第22号）に定めるところによる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生涯学習部総合市民図書館において総括し、及び処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。



## (2) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

● 令和6年度

(委員名は順不同。敬称略)

|      | 委員名    | 選出区分          | 備考                     |
|------|--------|---------------|------------------------|
| 委員長  | 菊地 彰子  | 学識経験者         |                        |
| 副委員長 | 中村 江梨子 | 子どもの読書活動推進関係者 | 図書館・図書室おはなし会<br>ボランティア |
| 委員   | 梶浦 いづみ | 学校教育関係者       | 藤沢市小学校校長会              |
| 委員   | 松原 保   | 学校教育関係者       | 藤沢市中学校校長会              |
| 委員   | 横山 流   | 幼児教育関係者       | 特定非営利活動法人藤沢市<br>幼稚園協会  |
| 委員   | 小笠原 貢  | 社会教育関係者       |                        |
| 委員   | 小林 良   | 公募委員          |                        |
| 委員   | 藤平 美香子 | 公募委員          |                        |

## 【事務局（総合市民図書館）】

|        |      |
|--------|------|
| 石塚 義之  | 館長   |
| 増田 弓子  | 主幹   |
| 佐々木 彩子 | 館長補佐 |
| 小野 雅俊  | 上級主査 |
| 多田 若菜  | 主任   |



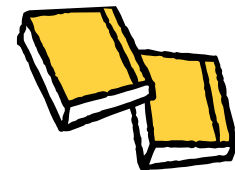
● 令和7年度

(委員名は順不同。敬称略)

|      | 委員名    | 選出区分          | 備考                     |
|------|--------|---------------|------------------------|
| 委員長  | 菊地 彰子  | 学識経験者         |                        |
| 副委員長 | 中村 江梨子 | 子どもの読書活動推進関係者 | 図書館・図書室おはなし会<br>ボランティア |
| 委員   | 梶浦 いづみ | 学校教育関係者       | 藤沢市小学校校長会              |
| 委員   | 梶 陽子   | 学校教育関係者       | 藤沢市中学校校長会              |
| 委員   | 横山 流   | 幼児教育関係者       | 特定非営利活動法人藤沢市<br>幼稚園協会  |
| 委員   | 小笠原 貢  | 社会教育関係者       |                        |
| 委員   | 小林 良   | 公募委員          |                        |
| 委員   | 藤平 美香子 | 公募委員          |                        |

【事務局（総合市民図書館）】

|        |      |
|--------|------|
| 饗庭 寛子  | 館長   |
| 増田 弓子  | 主幹   |
| 高田 ひとみ | 館長補佐 |
| 小野 雅俊  | 上級主査 |
| 多田 若菜  | 主任   |



### 3 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱・委員名簿

#### (1) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、「藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」第8条に基づき、藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、藤沢市子ども読書活動推進計画の策定に向け、調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる関係課の原則として上級主査級以上の職員をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、総合市民図書館職員をもって充てる。

2 部会長は、作業部会を代表し、その所掌事項を総括する。

3 副部会長は、生涯学習総務課職員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、総合市民図書館において総括し処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

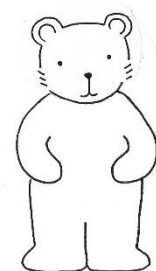
この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

| <別表1> |                     |
|-------|---------------------|
| 部会長   | 総合市民図書館             |
| 副部会長  | 生涯学習総務課<br>(生涯学習担当) |
| 委員    | 教育指導課               |
|       | 小学校教諭               |
|       | 中学校教諭               |
|       | 総合市民図書館             |
|       | 親子すこやか課             |
|       | 親子すこやか課(保健師)        |
|       | 保育課(保育士)            |
|       | 青少年課                |



## (2) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会委員名簿

● 令和6年度

(委員名は順不同。敬称略)

|      | 委員名    | 部署名             | 役職名  |
|------|--------|-----------------|------|
| 部会長  | 増田 弓子  | 総合市民図書館         | 主幹   |
| 副部会長 | 菅谷 和彦  | 生涯学習総務課（生涯学習担当） | 上級主査 |
| 委員   | 関 雄樹   | 教育指導課           | 指導主事 |
| 委員   | 國藤 小百合 | 小学校教諭           | 教諭   |
| 委員   | 東條 昭江  | 中学校教諭           | 教諭   |
| 委員   | 佐藤 純恵  | 子育て企画課          | 課長補佐 |
| 委員   | 小峰 幸   | 保育課（保育士）        | 課長補佐 |
| 委員   | 竹内 孝太  | 青少年課            | 主査   |
| 委員   | 小林 綾子  | 健康づくり課（保健師）     | 上級主査 |

### 【事務局（総合市民図書館）】

|        |      |
|--------|------|
| 佐々木 彩子 | 館長補佐 |
| 小野 雅俊  | 上級主査 |
| 多田 若菜  | 主任   |

+



## ● 令和7年度

(委員名は順不同。敬称略)

|      | 委員名    | 部署名             | 役職名  |
|------|--------|-----------------|------|
| 部会長  | 増田 弓子  | 総合市民図書館         | 主幹   |
| 副部会長 | 菅谷 和彦  | 生涯学習総務課（生涯学習担当） | 上級主査 |
| 委員   | 大村 晴仁  | 教育指導課           | 指導主事 |
| 委員   | 國藤 小百合 | 小学校教諭           | 教諭   |
| 委員   | 東條 昭江  | 中学校教諭           | 教諭   |
| 委員   | 佐藤 純恵  | 親子すこやか課         | 課長補佐 |
| 委員   | 小林 綾子  | 親子すこやか課         | 上級主査 |
| 委員   | 小峰 幸   | 保育課（保育士）        | 課長補佐 |
| 委員   | 高木 紗百合 | 青少年課            | 主査   |

## 【事務局（総合市民図書館）】

|        |      |
|--------|------|
| 高田 ひとみ | 館長補佐 |
| 小野 雅俊  | 上級主査 |
| 多田 若菜  | 主任   |



## 4 藤沢市子ども読書活動推進会議の設置及び運営に関する要綱

(目的及び設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、藤沢市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動推進のための施策に関すること。
- (2) 「藤沢市子ども読書活動推進計画」の見直しに関すること。
- (3) 子どもの読書活動推進に関わる施設及び機関等との情報交換に関すること。
- (4) その他、子どもの読書活動推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、その所掌事項を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要に応じて作業部会を設け、推進会議の所掌事務について調査又は研究をさせることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合市民図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

| <別表1> |          |
|-------|----------|
| 会 長   | 生涯学習総務課長 |
| 副会長   | 教育指導課長   |
| 委 員   | 教育総務課長   |
|       | 親子すこやか課長 |
|       | 保育課長     |
|       | 青少年課長    |
|       | 総合市民図書館長 |



## 5 パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要と結果

### （１）パブリックコメントの概要

- 内容 「ふじさわ子ども読書プラン 2030」第5次 藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）について
- 実施期間 2025年（令和7年）12月10日～2026年（令和8年）1月10日
- 周知方法 「広報ふじさわ」でお知らせを行い、各市民図書館、各市民図書室、市役所（本庁舎、分庁舎）総合案内、市政情報コーナー、各市民センター、公民館で素案を配布するとともに、市のホームページ「パブリックコメント」に掲載しました。
- 募集方法 各市民図書館、各市民図書室へ直接持参、総合市民図書館へ郵送、ファクス、インターネットによる募集を行いました。

### （２）実施結果

- 意見等の提出人数 19 通
- 意見等の総件数 68 件
- 意見等の内容別件数内訳

| 分類                 | 件数  | 分類            | 件数  |
|--------------------|-----|---------------|-----|
| ①全体について            | 10件 | ⑦ボランティア       | 4件  |
| ②学校における読書活動の充実・整備  | 19件 | ⑧本と触れ合う機会     | 4件  |
| ③学校図書館と市民図書館の連携    | 4件  | ⑨おはなし会、ブックトーク | 5件  |
| ④市民図書館の充実・整備       | 12件 | ⑩計画の推進        | 2件  |
| ⑤市民図書館の情報提供        | 1件  | ⑪その他          | 4件  |
| ⑥子どもの身近にいる大人への働きかけ | 3件  | 合計            | 68件 |



## 6 関係法令

### (1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

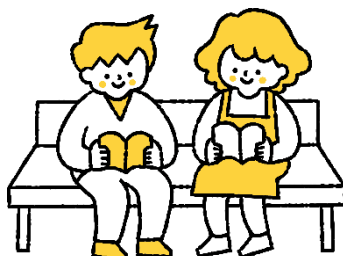
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

(平成 13 年 11 月 28 日衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

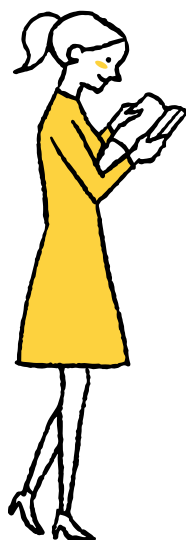
- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



## 7 参考文献及び資料一覧

この計画の策定にあたり、参考とした資料は次のとおりです。

- ・「図書館情報学用語辞典 第5版」  
日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編 2020 年（令和2年）8 月
- ・新・こどもの本と読書の事典  
黒澤 浩 他 編著 2004 年（平成16年）4 月
- ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」  
文部科学省 2023 年（令和5年）3 月
- ・「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」  
神奈川県教育委員会 2024 年（令和6年）3 月
- ・「令和7年度 藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査報告書」  
藤沢市総合市民図書館 2025 年（令和7年）11 月





ふじさわ子ども読書プラン 2030  
第5次 藤沢市子ども読書活動推進計画  
2026年（令和8年）3月発行

発行：藤沢市

編集：藤沢市総合市民図書館

〒252-0804 神奈川県藤沢市湘南台7丁目18番地の2

TEL 0466-43-1111 FAX 0466-46-1130

ホームページ <https://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp/>





この冊子は再生紙を使用しています